

令和6年1月29日開催

令和5年度
燕市農業委員会第10回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第10回総会 議事録

1. 開催日時 令和6年1月29日(月曜日)
午後1時30分～午後2時5分

2. 開催場所 燕市役所 つばめホール

3. 出席委員(25名)

1番 山浦 博	11番 澁木 誠治	21番 片桐 正敏
2番 本田 繁	12番 山田 直子	22番 荻原 一郎
3番 三浦 哲郎	14番 渡邊美代子	23番 山崎登美雄
4番 土田 喜七	15番 江辺 耕一	24番 小川 芳秀
5番 山上 忠	16番 金山 吉夫	25番 和田 正春
6番 澤口 隆行	17番 瀬戸 一義	26番 笹川 勇雄
7番 笠原 久幸	18番 五十嵐博子	
8番 藤田 浩介	19番 明田栄以知	
9番 遠藤 忠夫	20番 阿部 恵作	
10番 長谷川治仁		

4. 欠席委員

欠席 1名 13番 江口 保

欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第24号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第25号 農地転用事実確認願について

報告第26号 農地の転用事実に関する照会について

報告第27号 農地法第4条の規定による許可を要しない転用(2a未満の転用)の報告

(4) 議事

議案第 52 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 53 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 55 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 56 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定に
ついて
議案第 57 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に
関する意見について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 加藤 篤聡 次長 広瀬美佳子 主任 治田祐樹

7. 総会議長

和田 正春 （会長）

8. 議事録署名委員

11 番 澁木 誠治 12 番 山田 直子

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の委員の欠席は、議席番号 13 番江口 保委員の 1 名より欠席の連絡がありましたので、報告致します。</p> <p>各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p> <p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は 25 名であります。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第 10 回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程 2 の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の 2 名を指名致します。</p> <p>議席番号 11 番 澁木 誠治 委員及び</p> <p>議席番号 12 番 山田 直子 委員にお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、日程 3 の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第 24 号から第 27 号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第 24 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）」の報告であります。</p> <p>初めに小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 155 番 吉田法花堂字苗代割の田、1 筆、90 m²、耕作者の都合に伴う小作権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 156 番 松橋字北の田、計 2 筆、1,606 m²、売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 157 番 長辰字辰ノ口の田、計 2 筆、1,927 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 158 番 新堀村新田字杳瀉の田、1 筆、1,019 m²、当事者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 159 番 新堀村新田字杳瀉の田、計 2 筆、2,111 m²、当事者の都合に伴う利用権の解約であります。</p>

<p>事務局</p>	<p>次に、農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号 160 番 東太田字出口の田、計 4 筆、2,076 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 161 番 東太田字割の田、計 3 筆、1,790 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 162 番 雀森字浦谷の田、計 2 筆、1,686 m²、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 163 番 米納津字砂田川上の田、1 筆、231 m²、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 164 番 米納津字砂田川上の田、1 筆、419 m²、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 165 番 米納津の田、計 2 筆、16,456 m²、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 166 番 富永字腰廻の田、1 筆、995 m²、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 167 番 粟生津字山王の田、1 筆、1,119 m²、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号 168 番 道金字中曾根の田、計 2 筆、879 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 169 番 道金字屋敷付、他の田、計 9 筆、6,641 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、会長報告第 25 号「農地転用事実確認願について」であります。</p> <p>受付番号 2 番 殿島一丁目の畑、1 筆、36 m²、転用目的は物干場、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第 4 号、令和 5 年 12 月 26 日であります。</p>
<p>事務局</p>	<p>受付番号 3 番 殿島一丁目の畑、1 筆、261 m²、転用目的は分家住宅、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第 5 号、令和 5 年 12 月 26 日であります。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、会長報告第 26 号「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号 17 番 水道町四丁目の田、1 筆、1,101 m²、現況地目は非</p>

事務局	農地、宅地、転用許可等の有無は有り。令和5年9月29日、燕農委第15333号、農地法第5条、宅地分譲。現状回復命令の有無は無し。用途地域であります。
事務局	<p>続きまして、会長報告第27号「農地法第4条の規定による許可を要しない転用（2a未満の転用）の報告」であります。</p> <p>受付番号1番 松橋字南の畑、1筆、148㎡、転用目的は農業用物置、農用地区域外であります。位置図・土地利用計画図は、議案資料1～2頁をご覧ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">（質問なし）</p>
議長	ご質問が無いようですので、日程4の議事に入ります。
議長	それでは、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に説明を求めます。
事務局	<p>議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号32番 長辰字長崎の畑、1筆、115㎡、契約内容は売買、対価は〇円。位置図は議案資料の3頁をご覧ください。</p>
事務局	受付番号33番 柚木字寺郷屋の田、1筆、211㎡、契約内容は贈与、位置図は議案資料の同じく3頁をご覧ください。
事務局	<p>受付番号34番 松橋字北の田、計2筆、1,606㎡、契約内容は売買、対価は10a当り〇円、位置図は議案資料の4頁をご覧ください。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。本件については、去る1月22日、第3事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。

小川委員長	1月22日、午後1時30分より、市役所3階301会議室で、第3事前審査委員会、出席委員12名による審査の結果、「農地法第3条の規定による許可申請」3件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	<p>只今、小川委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第53号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第53号「農地法第4条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号8番 地蔵堂本町一丁目の畑、1筆、76㎡、転用目的は、カーポート。位置図・土地利用計画図は、議案資料5～6頁をご覧ください。</p> <p>自宅裏のカーポートの敷地が農地であることが判明し転用申請するものです。申請地は、商業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても第3事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>

小川委員長	<p>審査会では、事務局が始末書を読み上げ、これを確認しました。審査の結果「農地法第4条の規定による許可申請」1件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「許可」とする事でご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第54号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第54号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号69番 井土巻字土手外の畑、計2筆、1,427㎡、転用目的は駐車場53台及び機材置場。契約内容は賃貸借、令和9年1月31日までの一時転用。位置図・土地利用計画図は、議案資料7～8頁をご覧ください。</p> <p>北陸自動車道三条燕IC～巻潟東IC間における床版の取換え工事に伴い、当該地を借受け作業員の駐車場及び機材置場として一時転用するものです。申請地は、工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号70番 東太田字下小屋場の田、計3筆、977㎡、転用目的は共同住宅12戸及び駐車場19台。契約内容は売買、令和7年2月28日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の9～10頁をご覧ください。</p> <p>学校及びスーパーマーケットが近くにあり、利便性が良いため当該地を購入し、共同住宅12戸及び駐車</p>

事務局	<p>場 19 台を整備するものです。申請地は、準住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 71 番 中川字中道上の畑、1 筆、822 m²、転用目的は駐車場 15 台。契約内容は賃貸借、令和 6 年 4 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 11～12 頁をご覧ください。</p> <p>自動車の整備及び販売業を営んでおりますが、駐車場が狭いことから、本社近くの当該地を借受け、駐車場 15 台を整備するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 72 番 井土巻四丁目の田、1 筆、1,323 m²、転用目的は共同住宅 12 戸及び駐車場 22 台。契約内容は使用貸借、令和 6 年 7 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 13～14 頁をご覧ください。</p> <p>生計の安定を計るため、当該地を借受け共同住宅 12 戸及び駐車場 22 台を整備するものです。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 73 番 吉田字樋ノ口の畑、計 2 筆、253 m²、転用目的は駐車場 10 台。契約内容は売買、令和 6 年 3 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 15～16 頁をご覧ください。</p> <p>精肉販売店を営んでおりますが、現在、駐車場として使用している土地に店舗を増築予定であり、不足する駐車場 10 台を整備するものです。申請地は、第二種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>

事務局	<p>受付番号 74 番 吉田字樋ノ口の畑、1 筆、248 m²、転用目的は住宅。契約内容は売買。令和 6 年 6 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 17～18 頁をご覧ください。</p> <p>現在アパートに住んでおりますが、手狭となってきたため、当該地を購入し住宅を建設するものです。申請地は、第二種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 75 番 富永字腰廻の畑、計 3 筆、1,548 m²、転用目的は建売住宅 6 棟。契約内容は売買、令和 6 年 8 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 19～20 頁をご覧ください。</p> <p>不動産業を営んでおり、申請地を購入し建売住宅 6 棟を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果、「農地法第 5 条の規定による許可申請」7 件、異議がなかったことを報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり</p>

議 長	り「許可」とする事に決しました。
議 長	次に議案第 55 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	<p>議案第 55 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。利用権設定であります。議案につきましては、事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号 69 番 灰方字南の田、計 8 筆、7,181 m²、設定期間は令和 16 年 2 月 5 日までの 10 年の新規設定になります。以下、対価はお読み取り下さい。</p>
事務局	<p>新規設定については、11 件、78 筆、71,927 m²となります。</p> <p>再設定については、14 件、73 筆、68,559 m²となります。</p> <p>利用権設定の合計は、25 件、151 筆、140,486 m²となります</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。
小川委員長	審査の結果、農業経営基盤強化促進法による利用権の新規設定 11 件、再設定 14 件、異議がなかった事を報告します。
議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「決定」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。
議 長	次に、議案第 56 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。

事務局	議案第 56 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。
事務局	<p>はじめに公社借入の 10 年の農用地利用集積計画であります。議案につきましては、事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号 316 番 水道町四丁目、他の田畑、計 15 筆、20,602 m²、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 16 年 2 月 5 日までの 10 年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p> <p>10 年の公社借入は、88 件、351 筆、610,344.39 m²となります。</p>
事務局	<p>次に、36 ページをご覧ください。9 年の集積計画であります。</p> <p>受付番号 404 番 佐渡山字江流の田、計 2 筆、940 m²、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 14 年 12 月 28 日までの 9 年になります。</p>
事務局	<p>次に、37 ページをご覧ください。設定期間の違う 9 年の集積計画であります。</p> <p>受付番号 405 番 吉田吉栄字三番割の田、計 14 筆、12,717 m²、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 15 年 4 月 5 日までの 9 年になります。</p> <p>9 年の公社借入は、2 件、16 筆、13,657 m²となります。</p>
事務局	<p>次に、38 ページをご覧ください。6 年の集積計画であります。</p> <p>受付番号 406 番 国上字太田前の田、1 筆、307 m²、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 11 年 12 月 31 日までの 6 年になります。</p>
事務局	<p>次に、39 ページをご覧ください。5 年の集積計画であります。</p> <p>受付番号 407 番 桜町字小屋場、他の田、計 27 筆、19,429 m²、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 11 年 2 月 5 日までの 5 年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p> <p>5 年の公社借入は、12 件、85 筆、105,906 m²となります。</p>
事務局	続きます、公社貸付の 10 年の農用地利用集積計画であります。

事務局	<p>受付番号 189 番 水道町四丁目、他の田畑、計 30 筆、35,166 m²、 設定期間は令和 16 年 2 月 5 日までの 10 年でありま す。</p> <p>10 年の公社貸付は、計 35 件、351 筆、610,344.39 m²となります。</p>
事務局	<p>次に、57 ページをご覧ください。9 年の集積計画であります。</p> <p>受付番号 224 番 佐渡山字江流の田、計 2 筆、940 m²、設定期間は 令和 14 年 12 月 28 日までの 9 年であります。</p>
事務局	<p>次に、58 ページをご覧ください。設定期間の違う 9 年の集積計画で あります。</p> <p>受付番号 225 番 吉田吉栄字三番割の田、計 14 筆、12,717 m²、設 定期間は令和 15 年 4 月 5 日までの 9 年であります。</p> <p>9 年の公社貸付は、2 件、16 筆、13,657 m²となります。</p>
事務局	<p>次に、59 ページをご覧ください。6 年の集積計画であります。</p> <p>受付番号 226 番 国上字太田前の田、1 筆、307 m²、設定期間は令和 11 年 12 月 31 日までの 6 年であります。</p>
事務局	<p>次に、60 ページをご覧ください。5 年の集積計画であります。</p> <p>受付番号 227 番 桜町字小屋場、他の田、計 27 筆、19,429 m²、設 定期間は令和 11 年 2 月 5 日までの 5 年であります。</p> <p>5 年の公社貸付は、7 件、85 筆、105,906 m²となります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員 会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお 願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果、農地中間管理事業の集積計画公社借入 103 件、公社貸 付 98 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより 審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件について は、委員長報告のとおり、農用地利用集積計画を「決定」とする事</p>

議 長	<p>で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画を「決定」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 57 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 57 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」であります。</p> <p>農用地利用集積等促進計画の移転であります。</p> <p>受付番号 2 番 国上字太田前、他の田、計 6 筆、9,749 m²、残期間は令和 8 年 2 月 5 日までの 2 年であります。</p> <p>受付番号 3 番 国上字太田前の田、計 2 筆、3,282 m²、残期間は令和 8 年 3 月 5 日までの 2 年であります。</p> <p>受付番号 4 番 国上字長辰、他の田、計 7 筆、12,395 m²、残期間は令和 8 年 12 月 31 日までの 3 年であります。</p> <p>受付番号 5 番 新興野、他の田、計 13 筆、11,685 m²、残期間は令和 13 年 12 月 31 日までの 8 年であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果、農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の移転 4 件、意見は特になかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件について</p>

議 長	は、委員長報告のとおり、農用地利用集積計画の移転について、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画の移転について、意見は「特になし」とする事に決しました。
議 長	以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。なお、議案第 55 号、第 56 号の案件につきましては、 <u>2月5日</u> の告示により効力が発生する事になります。 これにて、燕市農業委員会第 10 回総会を閉会致します。 (終了時刻 午後 2 時 5 分)

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年1月29日

総会議長 和田正春

議事録署名委員 澄木誠治

議事録署名委員 山田直子
